

## 第 36 号

### 高裁判決報道の公平・公正問題

---

#### 【委員会決定を受けての NHK の対応】

標記事案の委員会決定(6月10日)を受けて、NHKは9月3日放送人権委員会宛に「委員会決定に対するNHKの対応について」という文書を提出した。

#### NHK の報告は以下の通り

---

平成20年9月3日

BPO・放送と人権等権利に関する委員会御中

日本放送協会

#### 「公平・公正に係る申し立てについての委員会決定」に対する NHK の対応について

平成20年6月10日、貴委員会は、平成19年1月29日の「ニュースウオッチ9」でのETV番組をめぐる控訴審判決報道について、「公平・公正を欠き、放送倫理違反があった」との判断を示しました。この決定に対するNHKの対応などについて報告します。

NHKは、審理の中で「公平か公平でないかの判断は微妙な問題であり、より慎重に行われるべきだ」と繰り返し主張してきました。その理由は、決定で、公平・公正な裁判報道はこうあるべきだとの一般的な枠組みが万一示された場合、今後の報道への影響が大きいとの危惧からです。

その点、今回の放送倫理違反という結論は、報道一般に適用されるものではなく、報道機関自身が当事者となっている民事事件に関する裁判報道という非常に特殊なケースに限定したものとなっています。NHKとしては、この決定を真摯に受け止めています。

#### (1) 勧告後のNHKの対応

NHKでは、決定を受け、「今回の決定を真摯に受け止めて、さらに放送倫理の向上に努め、公共放送に対する期待に応えていきます」とのコメントを発表しました。

また当日午後7時からの「ニュース7」と9時からの「ニュースウオッチ9」で決定内容を放送し、その中で、申立人の記者会見についても紹介しました。またラジオ第一放送でも、午後7時からの「NHKきょうのニュース」と午後10時からの「NHKジャーナル」で決定を伝えました。

なお、2日後の6月12日に出された最高裁判決の報道にあたっては、公平・公正に十分に配慮しました。また一般の裁判報道の際にも、決定の趣旨をいかしていくよう対応しています。

(2) 社内周知のための対応

放送現場への周知については、翌日の6月11日に、全国の報道現場に、決定内容を記した報道局長名の文書を配布し、決定趣旨を周知するとともに、日々の取材・報道に際して、改めて公平・公正の原則を再確認するよう指示しました。

さらに放送関係の部局長で作る放送倫理委員会（6月23日）、及び現場の担当で作る放送倫理連絡会（6月27日）で、今回の決定について説明し、報道以外の関係者にも周知を図りました。

今後、職員の研修などの場でも今回の決定の趣旨を徹底していきたいと考えています。

以上報告します。

以上